

建設事業者の皆様のICT機器導入経費の一部を補助します!!

— 香川県ICT活用工事普及促進事業 —

香川県では、ICT機器を導入しようとする県内建設事業者の皆様に対し、必要な経費の一部を補助します。

1 事業目的

現在、県内建設事業者の従業員の高齢化や担い手不足は深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。香川県では、ICT機器を導入する建設事業者の方々に対し、必要な経費の一部に補助金を交付することにより、建設現場の生産性向上や従業員の負担軽減、職場定着に向けた取組み等を支援します。



2 補助対象となる経費、補助金の額

(1) 補助対象となる経費

補助対象経費	経費区分	経費区分の明細	備考
ICT機器導入に要する右欄に定める経費	設備等導入費	<p>ICT活用工事の実施につながり、建設現場における生産性向上に資する機器で、以下に示すものの導入に要する経費（<u>機器の購入に要するものに限る。</u>）</p> <p>(1) 既存の建設機械へICT機器を搭載（後付け） (2D・3D)</p> <ul style="list-style-type: none">・マシンガイダンスシステム・マシンコントロールシステム <p>(2) 3D測量機器</p> <ul style="list-style-type: none">・3Dレーザースキャナー・自動追尾型トータルステーション・UAV（ドローン）・GNSS受信機	<p>※ 補助対象経費は、<u>交付決定後、令和6年3月31日までに支出される経費（現実に支払が行われるもの）となります。</u></p> <p>※ 事前や事後に発注支出された経費は対象外です。</p>

(2) 補助金の額（補助率及び補助限度額）

- ・補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額
- ・補助限度額 : 100万円を上限額とします。

3 募集期間・応募手続等

募集期間 令和5年5月29日(月)～6月27日(火)

- 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内である事業者の皆様が対象です。
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者である必要があります。)
- 応募に関する手続きや申請書類等は、香川県のホームページでご確認ください。

<香川県土木監理課のホームページアドレス>

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsujinzai/kensetsujinzai_potal.html
(「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」で検索)

※募集の概要については、裏面をご覧ください。

募集概要

■ 募集期間 令和5年5月29日(月)～6月27日(火)

※ 持参または郵送（ただし、郵送による場合は、当日消印有効とします。）

※ 県に提出する書類の部数は1部で、交付申請書は必ず簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。

■ 申請書類

□ 香川県ICT活用工事普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

- ・ 申請者概要書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）
 - ・ 会社案内又は商業登記簿謄本（コピー可）（個人の場合は、住民票（コピー可））
 - ・ 県税事務所が発行する納税証明書（コピー可）（すべての県税に滞納がない旨の証明）
 - ・ 対象経費の算出根拠を証する書類（コピー可）（見積書、設計書など）
 - ・ 事業内容の確認に必要な書類等（機器のパンフレット、写真など）
- ※ 商業登記簿謄本、納税証明書は、交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得したもの

□ 申請書類は、各1部提出してください。

※ 申請内容について問い合わせをさせていただくことがあるので、必ず控えをとっておいてください。

□ 申請手続き等の詳細は、香川県のホームページでご確認ください。

※ 申請手続きを行う際には、HPの「パンフレット詳細版（募集要領）」を必ずご覧ください。

※ 交付申請書等の各種様式及び記載例は、香川県のホームページからダウンロードできます。

<香川県土木監理課のホームページアドレス>

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsujinzai/kensetsujinzai_potal.html

（「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」で検索）

■ 審査方法及び審査項目

□ 審査方法

- ・ 審査会において、概ね7業者程度を選定します（※ 先着順ではありません）
- ・ 審査は、提出いただいた事業計画書等に基づく書類審査により実施します。

□ 審査項目 審査の主な視点としては、以下のとおりです。

- ① 事業の妥当性、② 事業の有効性、③ 実施の確実性、④ 事業の独自性、⑤ 事業の持続性・波及性（※ 審査項目の詳細については県HPでご確認ください。）

■ 補助金を受けるに当たって

□ 補助事業の着手（機器の注文、購入手続等）は、補助金の交付決定通知後になります。

□ 補助対象経費は、交付決定日から令和6年3月31日までに支出される経費（現実に支払が行われるもの）となります。

□ 補助対象経費は、既存事業と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限りします。

□ 消費税及び振込手数料は、補助対象外です。

□ 同一の補助対象事業者への補助金交付は、1回までとします。

■ 活用実績等の報告等

□ 補助金の交付決定を受けた方は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度に、

① 補助事業により導入したICT機器の活用状況の報告

② ICT活用の普及啓発活動（講習会等の実施、HPを活用した広報等）の実施及びその活動結果報告をしていただくこととなります。

□ その他、県の行うICT機器の活用効果等に関する調査やアンケート等への協力をお願いすることがあります。

■ 提出先・問い合わせ先



香川県 土木部 土木監理課
契約・建設業グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話番号 087-832-3507（直通）

FAX番号 087-806-0220

